

大町市議会告示第1号

大町市議会請願意見陳述取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大町市議会基本条例（平成22年条例第25号）第11条第2項に規定する請願の提出者（以下「請願者」という。）の意見陳述の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見陳述者等)

第2条 請願の意見陳述を行う者（以下「意見陳述者」という。）は、市内に住所を有する請願者でなければならない。

- 2 意見陳述者は、請願1件につき1名とする。ただし、1名に限り同席することができるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、大町市議会傍聴規則（平成13年議会規則第1号）第7条各号に規定する者は、意見陳述者となることができない。意見陳述に同席する者（以下「同席者」という。）についても同様とする。

(意見陳述の手續)

第3条 請願者が意見陳述をしようとするときは、請願・陳情意見陳述申出書（別記様式）に必要事項を記載のうえ、議長に提出しなければならない。

- 2 請願を審査する委員会（以下「委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）は、請願者からの意見陳述の申出の許否を判断する。

(意見陳述の方法)

第4条 請願の意見陳述は、委員会において行うものとする。

- 2 請願の意見陳述は、委員長が指定した席において行うものとする。
- 3 意見陳述者は、委員長から発言の許可を得て、自身の住所及び氏名（団体においては団体名）を発言した後、請願の趣旨及び意見について発言することができる。ただし、あらかじめ委員長が認めた場合は、請願者の住所又は氏名の発言を省略することができる。
- 4 意見陳述者が発言できる時間は、5分以内とする。
- 5 委員会の委員は、意見陳述者に対し、委員長の許可を得て質疑を行うことができる。この場合において、質疑に要する時間は、前項に規定する時間に含めない。
- 6 請願の意見陳述は、パネル、スクリーンその他の媒体を用いて行うことはできない。ただし、あらかじめ委員長の許可を得て、資料を配付することができる。

(意見陳述者等の守るべき事項)

第5条 意見陳述者及び同席者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 前条第4項に規定された発言時間を守ること。

- (2) 当該請願の趣旨説明の範囲を超えた発言を行わないこと。
- (3) 個人情報に関する発言、公序良俗に反する発言、特定の政党、会派、議員、個人、団体等への非難中傷又は名誉を棄損する発言を行わないこと。
- (4) 大町市議会傍聴規則第8条各号に規定された事項を守ること。

2 委員長は、意見陳述者又は同席者が前項各号の規定に違反した場合、これを制止し、意見陳述者又は同席者がその命令に従わないときは、意見陳述者又は同席者を退場させることができる。

(費用弁償及び経費)

第6条 議会は、意見陳述者及び同席者への費用弁償を行わず、かつ、意見陳述に要した経費を負担しない。

(準用規定)

第7条 請願と同様に取り扱うこととした陳情については、この要領の規定を準用する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の運用に際し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

大町市議会議長 殿

請願・陳情(代表)者

住 所：_____

団 体 名：_____

(ふりがな)

氏 名：_____

連 絡 先

電 話：_____

E-mail：_____

F A X：_____

請願・陳情 意見陳述申出書

年 月 日に提出した請願・陳情について、大町市議会請願意見陳述取扱要領に基づき、所管委員会において意見陳述を申し出ます。

1. 請願・陳情名 _____

2. 意見陳述を行う人の氏名等

(上記の請願・陳情(代表)者と意見陳述者が異なる場合のみご記入ください。)

住 所 _____

ふ り が な _____

氏 名 _____

連絡先電話番号 _____

3. 同席する人の氏名等(同席[1人のみ]を希望する場合のみご記入ください。)

住 所 _____

ふ り が な _____

氏 名 _____

連絡先電話番号 _____